

第62回

定時株主総会招集ご通知



2020年12月18日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）



マイドームおおさか8階
大阪市中央区本町橋2番5号
※末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。

書面またはインターネット等による議決権行使期限
2020年12月17日（木曜日）
午後5時30分まで

目次

第62回 定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金処分の件	5
第2号議案 取締役13名選任の件	6
添付資料	
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	39
監査報告	42
ご参考	
NISHIO TOPICS	48

株主の皆様へご協力をお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
 - ・株主総会当日は、お土産の配付（昨年よりとりやめとさせていただいております。）と株主懇親会の開催をとりやめとさせていただきます。
- 何卒ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総合レンタル業のバイオニア

西尾レントオール株式会社

株主の皆様へ

株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

第62回定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。あわせて株主総会の議案及び第62期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）の事業の概況につきご説明申し上げますのでご高覧下さいますようお願い申し上げます。

2020年12月

代表取締役社長

西尾 公志

大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号

総合レンタル業のバイオニア
西尾レントオール株式会社

代表取締役社長 西尾 公志

第62回 定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主の皆様におかれましては、平素より格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第62回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染症の拡大が今後も懸念されております。当社といたしましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、本株主総会を開催させていただくことといたしました。

本株主総会につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主の皆様のご健康状態にかかわらず、当日のご来場をお控えいただくことをご検討下さいますようお願い申し上げます。また、会場の収容人数の関係上、ご入場をお断りする場合がございますので予めご了承下さい。

なお、上記の議決権行使につきましては、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」をご参照いただき、2020年12月17日（木曜日）午後5時30分までにご行使下さいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2020年12月18日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2	場 所	大阪市中央区本町橋2番5号 マイドームおおさか8階 ※末尾の「会場ご案内図」をご参照下さい。
3	報告事項	1. 第62期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第62期（2019年10月1日から2020年9月30日まで）計算書類報告の件
	決議事項	第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役13名選任の件

以 上

◎本招集ご通知に際して提出すべき書類のうち、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び定款に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nishio-rent.co.jp/>）に掲載しておりますので、本添付書類には記載していません。したがって本招集ご通知の添付書類に記載している連結計算書類及び計算書類は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

◎株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.nishio-rent.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使して下さいますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さい。

開催日時

2020年12月18日(金曜日)
午前10時(受付開始:午前9時)



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函下さい。

行使期限

2020年12月17日(木曜日)
午後5時30分到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力下さい。

行使期限

2020年12月17日(木曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書のご記入方法のご案内

議決権行使書
〇〇〇〇〇〇〇〇
御中
株主総会日 議決権の数 XX株

客車日現在のご所有株式数 XX株
議決権の数 XX株

1. _____
2. _____

ログイン用QRコード
ログインID XXXX-XXXX-XXXX-XXX
パスワード XXXXX

〇〇〇〇〇〇

→こちらに議案に対する賛否をご記入下さい。

第1号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第2号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者に反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

書面(郵送)及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法

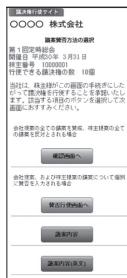
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取って下さい。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力下さい。



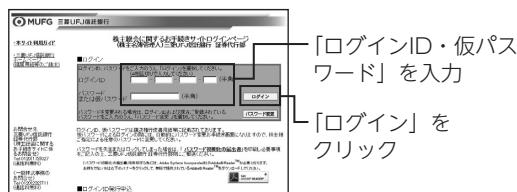
QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認下さい。

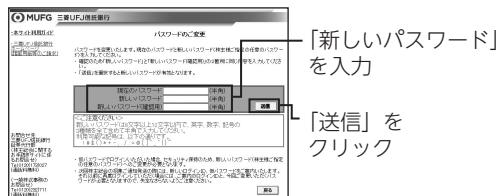
ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスして下さい。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力しクリックして下さい。



- 3 新しいパスワードを登録して下さい。



- 4 以降は画面の案内にしたがって議案に対する賛否をご入力下さい。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問合わせ下さい。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク
0120-173-027
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームをご利用いただくことが可能です。

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

1	配当財産の種類	金銭といたします。
2	配当財産の割当てに関する事項及びその総額	当社普通株式1株につき金 77 円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、 2,136,635,501 円となります。
3	剰余金の配当が効力を生じる日	2020年12月21日（月曜日）といたしたいと存じます。

2. その他の剰余金処分に関する事項

1	増加する剰余金の項目及びその金額	別途積立金 4,500,000,000 円
2	減少する剰余金の項目及びその金額	繰越利益剰余金 4,500,000,000 円

第2号議案 取締役13名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役西尾公志、外村圭弘、芝本和宜、辻村敏夫、濱田雅義、橋本宏治、北山孝、鎌田浩昭、四元一夫、島中哲美、長谷川昌弘の11名は任期満了となります。つきましては、経営体制の一層の強化を図るため2名を増員し、取締役13名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	にしお まさし 西尾 公志 再任	代表取締役社長	12回/12回 (100%)
2	とのむら よしひろ 外村 圭弘 再任	専務取締役 東京支店長兼海外事業担当（建機部門）	12回/12回 (100%)
3	しばもと かずのり 芝本 和宜 再任	常務取締役 レントオール事業部長兼海外事業担当 （レントオール部門）	11回/12回 (91%)
4	つじむら としお 辻村 敏夫 再任	取締役 東北営業部・福島営業部・特装機工部管掌	12回/12回 (100%)
5	はまだ まさよし 濱田 雅義 再任	取締役 中部支店長	12回/12回 (100%)
6	はしもと こうじ 橋本 宏治 再任	取締役 関西支店長	12回/12回 (100%)
7	きたやま たかし 北山 孝 再任	取締役 通信測機事業部長	12回/12回 (100%)
8	かまだ ひろあき 鎌田 浩昭 再任	取締役 技術本部長	12回/12回 (100%)
9	よつもと かずお 四元 一夫 再任	取締役 本社管理部門管掌兼社長室長	12回/12回 (100%)
10	なかの こうじ 中野 浩二 新任	執行役員 東北営業部長	—

候補者 番号	氏 名	現在の当社における地位及び担当	取締役会 出席状況
11	<small>たなか こうじ</small> 田中 浩二 新任	執行役員 東中国営業部長	—
12	<small>しまなか てつみ</small> 島中 哲美 再任 社外 独立	取締役	12回／12回 (100%)
13	<small>のさか ひろみ</small> 野坂 博南 新任 社外 独立	—	—

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
1	<p>再任</p> <p>にしお まさし 西尾 公志 (1960年8月4日)</p>	<p>1987年1月 当社入社</p> <p>1988年12月 当社取締役</p> <p>1992年12月 当社常務取締役</p> <p>1994年6月 当社代表取締役社長 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>サコス株式会社取締役</p> <p>日本スピードショア株式会社取締役</p> <p>SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD Director</p> <p>NORTH FORK PTY LTD Director</p> <p>UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD. Director</p>	1,309,178株
2	<p>再任</p> <p>とのむら よしひろ 外村 圭弘 (1955年7月12日)</p>	<p>1978年3月 当社入社</p> <p>1997年12月 当社取締役</p> <p>1998年10月 当社東京支店長 (現任)</p> <p>2008年12月 当社常務取締役</p> <p>2011年12月 当社専務取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>サコス株式会社取締役</p>	24,180株
3	<p>再任</p> <p>しばもと かずのり 芝本 和宜 (1957年7月27日)</p>	<p>1984年1月 当社入社</p> <p>2000年10月 当社R A営業部長</p> <p>2002年12月 当社取締役</p> <p>2009年10月 当社レントオール事業部長 (現任)</p> <p>2011年12月 当社常務取締役 (現任)</p>	25,972株

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
4	<p>再任</p> <p>つじむら としお</p> <p>辻村 敏夫</p> <p>(1956年8月5日)</p>	<p>1979年4月 当社入社</p> <p>2000年10月 当社建築機械部長</p> <p>2006年12月 当社取締役（現任） 当社建築機械部門担当</p> <p>2013年10月 当社東京営業部管掌</p> <p>2016年10月 当社東北営業部・福島営業部管掌（現任）</p> <p>2019年10月 当社特装機工部管掌（現任）</p>	11,720株
5	<p>再任</p> <p>はまだ まさよし</p> <p>濱田 雅義</p> <p>(1958年1月31日)</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2009年10月 当社名古屋支店長兼東海営業部長</p> <p>2009年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年10月 当社中部支店長（現任）</p>	27,100株
6	<p>再任</p> <p>はしもと こうじ</p> <p>橋本 宏治</p> <p>(1960年6月6日)</p>	<p>1983年4月 当社入社</p> <p>2004年10月 当社茨城営業部長</p> <p>2008年10月 当社関西営業部長</p> <p>2010年12月 当社執行役員 当社大阪支店長</p> <p>2012年12月 当社取締役（現任）</p> <p>2016年10月 当社関西支店長（現任）</p>	8,800株

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
7	再任 きたやま たかし 北山 孝 (1963年9月8日)	1984年4月 当社入社 2003年10月 当社兵庫営業部長 2006年10月 当社関越営業部長 2010年10月 当社測器部長 2010年12月 当社執行役員 2011年5月 当社通信測機営業部長 2012年12月 当社取締役(現任) 2018年10月 当社通信測機事業部長(現任)	9,480株
8	再任 かまだ ひろあき 鎌田 浩昭 (1962年4月18日)	1981年4月 当社入社 2004年10月 当社北海道営業部長 2014年10月 当社技術本部副本部長 2014年12月 当社取締役(現任) 当社技術本部長(現任)	17,491株
9	再任 よつもと かずお 四元 一夫 (1959年6月8日)	1980年4月 当社入社 2004年10月 当社経理部長 2016年10月 当社社長室長(現任) 2016年12月 当社執行役員 2018年12月 当社取締役(現任) 当社本社管理部門管掌(現任)	8,760株

招集し通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の 株式の数
10	<p>新任</p> <p>なかの こうじ 中野 浩二 (1966年11月28日)</p>	<p>1986年 7 月 当社入社</p> <p>2000年10月 当社中部営業部長</p> <p>2002年10月 当社東京営業部長</p> <p>2013年10月 当社東北営業部長 (現任)</p> <p>2019年12月 当社執行役員 (現任)</p>	23,100株
11	<p>新任</p> <p>たなか こうじ 田中 浩二 (1969年6月11日)</p>	<p>1993年 4 月 当社入社</p> <p>2013年10月 当社四国営業部長</p> <p>2019年10月 当社東中国営業部長 (現任)</p> <p>2019年12月 当社執行役員 (現任)</p>	100株
12	<p>再任 社外 独立</p> <p>しまなか てつみ 島中 哲美 (1953年3月5日)</p>	<p>1995年10月 有限会社ゼハールト代表取締役 (現任)</p> <p>2005年12月 当社監査役</p> <p>2014年12月 当社取締役 (現任)</p> <p>(重要な兼職の状況) 有限会社ゼハールト代表取締役</p>	一株
13	<p>新任 社外 独立</p> <p>のさか ひろみ 野坂 博南 (1964年11月11日)</p>	<p>2002年 7 月 香港科技大学助理教授</p> <p>2010年 4 月 関西大学経済学部教授 (現任)</p>	一株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 島中哲美及び野坂博南の両氏は、社外取締役候補者であります。
3. 島中哲美氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。

4. 野坂博南氏を社外取締役候補者とした理由は、学識経験者としての専門的な知識と豊富な経験を当社の経営に反映していただくことを期待したためであります。
なお、同氏は会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により社外取締役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。
5. 当社は、島中哲美氏との間で会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としており、同氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。また、野坂博南氏の選任が承認された場合も、同氏との間で、同内容の契約を締結する予定であります。
6. 島中哲美氏は、現在、当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。なお、同氏は過去に当社の監査役であったことがあります。
7. 当社は、島中哲美氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。また、野坂博南氏の選任が承認された場合も、同氏を独立役員とする予定であります。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその結果

当連結会計年度におけるわが国経済は、緩やかな回復基調で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症により景気は急転し、企業収益の悪化とともに設備投資への慎重姿勢も強まっており、回復には時間を要すると見込まれます。

建設業界においては、首都圏で再開発工事の竣工が続きましたが、各地では交通インフラ新設・補修工事や物流倉庫・工場等の建築工事が順調に行われた他、昨年の台風被害による災害復旧・防災関連工事が本格化しつつあります。一方で、新型コロナウイルス感染症により、一部の工事の中止・遅れ等の影響が生じています。

このような状況下、当社グループ（当社及び連結子会社）は、中期経営計画“Beyond2020”の最終年度として、国内建機レンタル事業のICT施工・i-Constructionやインフラメンテナンス、プラント分野に注力した他、オリジナル商品の充実やネットワークの強化等を進めました。一方で、新型コロナウイルス感染症により、イベント分野では自粛が続き、海外事業では厳しい外出制限を強いられる等の影響を受けました。

その結果、売上高は151,231百万円（前年同期比98.2%）、営業利益11,371百万円（同72.6%）、経常利益11,019百万円（同73.3%）、親会社株主に帰属する当期純利益6,433百万円（同66.3%）となりました。また、EBITDAは43,700百万円（同98.3%）となりました。

セグメントの経営成績は、次のとおりであります。

(イ) レンタル関連事業

道路・土木関連分野では、各地の交通インフラの新設・補修工事を順調に受注した他、災害復旧・防災関連工事が本格化しつつあり、売上の下支えとなりました。また、地元開拓や商品戦略が奏功し、ICT施工関連売上が拡大しました。

建築・設備関連分野では、物流倉庫を中心に工場や商業施設等の新築工事を受注した他、首都圏の再開発工事は上期に竣工ラッシュを迎えるなか、売上を確保しました。プラント分野では、火力発電所建設・メンテナンス工事が行われており、揚重機や車両を中心に売上が好調でした。

イベント分野では、3月以降厳しい状況が続くなか、トレーラーBOXや大型テント、サーモグラフィ等による感染症対策の提案を進めてまいりました。また、夏以降は一部の展示会や屋外イベントが再開しつつある状況です。

その結果、売上高は146,955百万円（前年同期比98.5%）、営業利益10,968百万円（同73.8%）となりました。

（ロ）その他

大型土木工事向けの海外製ダンプトラックやバッテリー機関車の販売、メンテナンスによる売上を確保したものの、売上高は4,275百万円（前年同期比88.8%）、営業利益398百万円（同53.2%）となりました。

セグメントの販売実績の状況は次のとおりであります。

（単位：百万円）

	第61期 2018年10月 1日から 2019年 9月30日まで		第62期 2019年10月 1日から 2020年 9月30日まで		増減	
	金額	構成比	金額	構成比	増減額	前年比
レンタル関連事業	149,126	96.9%	146,955	97.2%	△2,170	98.5%
その他	4,813	3.1	4,275	2.8	△537	88.8
計	153,939	100.0	151,231	100.0	△2,707	98.2

② 設備投資の状況

当社グループにおける当連結会計年度の設備投資の総額は41,057百万円で、その内訳は、より一層の事業基盤拡充のための貸与資産の投資額が28,521百万円、営業所の新設・移転・増設等の社用資産の投資額が12,535百万円であります。

また、セグメント別では、レンタル関連事業が40,913百万円、その他が144百万円となりました。

なお、当連結会計年度において重要な設備の除却、売却等はありません。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは長期借入金により13,632百万円を調達いたしました。

当社におきましては9,000百万円、連結子会社であるサコス株式会社は1,600百万円、株式会社ショージは1,140百万円の資金調達を行いました。いずれも貸与資産の投資や、既存の社債償還及び借入返済に充当いたしました。

(2) 財産及び損益の状況の推移

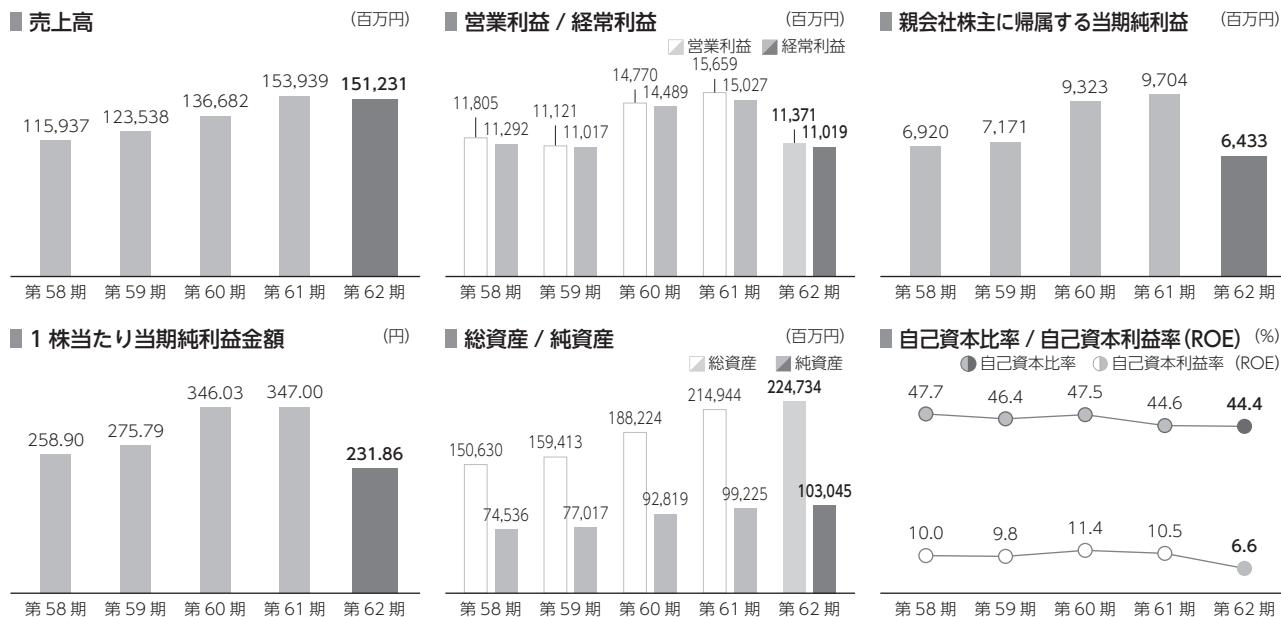
① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

	第58期 2015年10月1日から 2016年9月30日まで	第59期 2016年10月1日から 2017年9月30日まで	第60期 2017年10月1日から 2018年9月30日まで	第61期 2018年10月1日から 2019年9月30日まで	第62期 2019年10月1日から 2020年9月30日まで
売上高	115,937 百万円	123,538 百万円	136,682 百万円	153,939 百万円	151,231 百万円
営業利益	11,805 百万円	11,121 百万円	14,770 百万円	15,659 百万円	11,371 百万円
親会社株主に帰属する当期純利益	6,920 百万円	7,171 百万円	9,323 百万円	9,704 百万円	6,433 百万円
1株当たり当期純利益金額	258.90 円	275.79 円	346.03 円	347.00 円	231.86 円
総資産	150,630 百万円	159,413 百万円	188,224 百万円	214,944 百万円	224,734 百万円
純資産	74,536 百万円	77,017 百万円	92,819 百万円	99,225 百万円	103,045 百万円

(注) 1. 第60期に総資産及び純資産が大幅に増加している主な要因は、2018年3月6日付の公募増資及び自己株式の処分、並びに2018年3月28日付の第三者割当増資によるものであります。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を第61期の期首から適用しており、第60期の総資産の金額については、当該会計基準を遡って適用した後の金額となっております。

ご参考



② 当社の財産及び損益の状況の推移

	第58期 2015年10月1日から 2016年9月30日まで	第59期 2016年10月1日から 2017年9月30日まで	第60期 2017年10月1日から 2018年9月30日まで	第61期 2018年10月1日から 2019年9月30日まで	第62期 2019年10月1日から 2020年9月30日まで
売上高	76,795 百万円	80,511 百万円	86,994 百万円	94,789 百万円	93,675 百万円
営業利益	7,399 百万円	7,226 百万円	9,813 百万円	9,959 百万円	7,240 百万円
当期純利益	5,725 百万円	6,099 百万円	8,162 百万円	8,198 百万円	6,481 百万円
1株当たり当期純利益金額	214.18 円	234.54 円	302.94 円	293.15 円	233.59 円
総資産	122,122 百万円	124,746 百万円	145,662 百万円	163,629 百万円	173,980 百万円
純資産	66,669 百万円	67,380 百万円	81,963 百万円	87,296 百万円	91,875 百万円

(注) 第60期に総資産及び純資産が大幅に増加している主な要因は、2018年3月6日付の公募増資及び自己株式の処分、並びに2018年3月28日付の第三者割当増資によるものであります。

(3) 経営の基本方針

当社グループは、『総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する』をグループの経営理念に掲げ、常にユーザーの立場からレンタル活用のメリットを追求し、商品開発・システム構築に努めております。

そして、安全な商品の提供、ご安心頂けるサービス体制をモットーに、ユーザーから社員一人一人が信頼される企業集団であること。これが当社グループの一貫した方針であり、レンタルの基盤と言えるものであります。

(4) 中長期的な経営戦略

当社グループは中期経営計画“Vision 2023”の基、3ヵ年（2021年9月期から2023年9月期まで）において、下記政策を進めてまいります。

① 状況認識

モノ不足を補うために誕生したレンタル事業は、合理化・効率化の手段へと変化し、近年はサービスやモノを大勢で共用し、有効活用する「シェアリング・エコノミー」の時代が到来しており、その役割が一層、大きくなっています。社会のニーズに応え、これまでの事業展開の中で培ってきた「保有」「保守」「管理」「運搬」「運用」の機能を有効に活用して、持続的成長につなげるサイクルを構築していくことが必要だと考えております。

また、当連結会計年度においては、新型コロナウイルス感染症により、一部の工事やイベントで中止・遅れ等の影響を受け、2021年9月期以降も一部で影響は残るものの、徐々に回復すると予想しております。

② 中期経営計画“ Vision 2023 ”の概要

(数値目標)

売上高	1,900億円
営業利益	190億円
EBITDA	570億円

(基本方針)

- (イ) 「ロジスティックス・イノベーション」による事業拡大
- ・ EBITDAを最重要指標として拡大し、レンタル資産の高水準の投資を継続
 - ・ レンタル業を「ロジスティックス」産業と捉え、物流システムを徹底して見直す
それによってレンタル資産運用の効率化を推進する
 - ・ 進化した「ロジスティックス」を活用し、オンラインレンタル等新たなビジネスを成長させる
- (ロ) 「仮設のチカラ」でSDGs推進
- ・ 建設機械・イベント商材等を総合的に「仮設」で提供できる力を活かし、街や施設がフレキシブルな用途で活用できるようにサポートする
- (ハ) 投資と株主還元の両立
- ・ 2022年9月期以降は配当性向30%とする

(5) 企業集団の運営・管理に関する基本方針

① 企業グループとしての経営方針、事業展開方針

当社グループの事業展開は、総合レンタル業及びその周辺事業であることを基本に、経営効率の向上を最大の目的とし、関係各社の成長によって、当社を中核とするグループ全体を健全な発展と長期的な繁栄に導くことを事業展開方針としております。

② レンタル資産と資金のグループ内での有効活用

レンタル資産の調達・保有は基本的に当社に集約します。購入またはリース調達等の調達手段については、投資回収率等資産の特徴によって計画していきます。資金については、余剰資金を出さないようグループ全体での資金チェックと効率的な運営を前提として各社で管理していきます。

③ 子会社の株式保有

当社100%出資を原則とします。上場子会社に対する当社の株式保有割合は、子会社の経営独立性を尊重し、個々の企業価値向上を目指すことがグループ経営の観点から望ましいものであり、2/3位が適正であると考えております。また、上場子会社の社外取締役の比率は、ガバナンス体制を確保するため、1/3以上が望ましいと考えております。

(6) 財務の安全性に関する基本方針

当社グループの主力事業分野の建機レンタル業界の特性に配慮し、財務の安全性の観点から次のような指標を定め、効率性とのバランスを考えながら運営していきます。

自己資本比率	レンタル業はストックビジネスであり、固定資産のウエイトが高いため、自己資本は50%確保までは必要であると考えています。
有利子負債月商倍率	固定資産の取得のために、どうしても借入れが増加する傾向があります。中期経営計画“Vision2023”では、土地・建物への投資も拡大するため、目標を一時的に緩和し、2023年9月期の有利子負債（リース債務含む）は月商の6.5ヶ月分までを目標といたします。
現預金保有月商倍率	主要顧客である建設業界では、売上代金の資金化に要する期間が比較的に長いため、安全性を考慮して月商の1.5ヶ月分の確保を目途とします。

(7) 利益配分に関する基本方針

当社は、株主に対する配当政策は経営の最重要課題の一つと位置づけております。

旺盛な資金需要を賄うため、財務の安全性・健全性にも留意しつつ今後段階的に配当性向を引き上げ2022年9月期には配当性向30%を目指します。

当期の配当につきましては、1株当たり77円配当（連結配当性向33.2%）といたしたいと思っております。また、次期の配当金につきましては、1株当たり80円配当（連結配当性向28.7%）といたしたいと思っております。なお、内部留保資金の用途につきましては、安定した利益配分の財源の他、レンタル資産の増強及びM&A等の積極的な成長戦略に充てる予定であります。

(8) 役員賞与に関する基本方針

当社の役員賞与については、業績連動に基づく役員賞与の支給（税引前当期純利益×0.8%の範囲内）を自主ルールとして設定しております。また、別枠で当社取締役（社外取締役を除く。）に譲渡制限付株式の付与のため支給する報酬等の額を年額で10百万円以内としております。

(9) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	議決権比率	主な事業内容
サコス株式会社	1,167 <small>(百万円)</small>	86.4 <small>(%)</small>	建設、設備工事用機器の賃貸及び販売
日本スピードショア株式会社	50 <small>(百万円)</small>	100.0 <small>(%)</small>	スピード土留の製造及び賃貸
SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD	19,679 <small>(千AU\$)</small>	80.0 <small>(%)</small>	高所作業機の賃貸及び販売
NORTH FORK PTY LTD	7,862 <small>(千AU\$)</small>	95.0 <small>(%)</small>	フォークリフトの販売及び賃貸
UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD.	28,887 <small>(千S\$)</small>	96.0 <small>(%)</small>	大型発電機の賃貸

当社の連結子会社は、上記の重要な子会社5社及びその他27社を連結対象会社としております。

(10) 対処すべき課題

経済・社会が大きく変動するなか、働き方や市場の将来性、景気変動への対応等の面で、当社グループの組織・事業について「持続性」という観点から見直す必要があると考えております。

シェアリング・エコノミーにおけるレンタル業は、モノを共有する点で環境への配慮や省資源化等、社会・環境の「持続性」につながるとともに、ステークホルダーが価値観・考え方を共有し課題の解決やネットワークの構築等を進めることで、ともに成長、発展していくことができると考えております。

当社グループでは、これまでのレンタルビジネスを進化させ、様々な社会課題を解決していくことで、持続的な成長につなげてまいります。

① 「ロジスティックス・イノベーション」の推進

当社グループは、独自の品質管理システムやレンタル資産を集中的にメンテナンスする機械センター・商品センター、通信測機の専門部署を有しており、技術力や対応力、専門性に強みがあります。更に、ロジスティックスの観点から業務工程の全面的な見直しを行い、機械センター・商品センターを起点とした広域の物流網を構築することで、レンタル資産の運用効率化やITを基盤とした新たな営業チャネルの拡大にも挑戦し、事業拡大と質の向上に努めてまいります。

② 「仮設のチカラ」によるSDGsへの貢献

建設機械やイベント商材等を総合的に「仮設」で提供できる力を活かし、「パッケージ」として整備することで、街づくりや施設の計画・設計段階から提案し、施工・供用に至るまでの全過程で「西尾の総合力」を活用いただくことを目指してまいります。

③ 安全・環境の重視

当社グループでは常に「安全・環境・効率化」をテーマにレンタル商品の充実を図っております。CO2削減・泥濁水処理等に関連する機械や遠隔地でも騒音・振動・雨量等が把握できる計測システムを積極的に導入し、現場に提案営業を行うことで、建設現場が抱える問題解決へ取り組んでまいります。また、安全衛生委員会の設置や毎年4～6月に各地域で協力企業（修理業、運送業）向けの安全衛生大会・倫理規程研修会を実施し、従業員と協力業者の教育に努めております。

(11) 主要な事業内容

当社グループは、建設・設備工事用機器（土木・道路用機械、高所作業用機械、建築用機械、測量機器等）及びイベント用機器の賃貸を主な事業内容とし、その他建設工事用機械の製造等を行っております。

事業区分は、製品及びサービス内容の類似性を考慮した内部管理上採用している区分によっており、それぞれ内容及び主要品目は、次のとおりであります。

事業区分	内容及び主要品目
レンタル関連事業	建設・設備工事用機器（タワークレーン、室内系高所作業機、バックホウ、商用車、小型揚重、フォークリフト、照明機器、タイヤローラ、アスファルトフィニッシャ、ダンプ、高所作業車、発電機、スピード土留）、軌道工事用機器、汚染土壌・汚染水処理設備、泥濁水処理設備、トンネル・ダム工事用機械、イベント用機器（催事関連商品、システムパネル、アミューズメント用品、音響機器、民生用品、大型テント、通信・情報機器）、撮影用小道具等のレンタル、工事用電気設備工事、電気配線工事、建設工事用機械のオペレーション業務、運送事業
その他	鋳螺類の製造、建設工事用機械の製造、保険・不動産賃貸事業

(12) 主要な営業所

① 当社

(2020年9月30日現在)

- ・本 社：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
- ・東京支店：東京都千代田区外神田1丁目18番13号
- ・中部支店：名古屋市中区錦1丁目6番17号
- ・関西支店：大阪市中央区南船場2丁目5番8号
- ・通信測機事業部：大阪府吹田市春日1丁目7番33号
- ・技術本部：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
- ・レントオール事業部：大阪市城東区嶋野西2丁目6番8号
- ・営業所：北海道・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県・新潟県・富山県・石川県・
栃木県・茨城県・埼玉県・群馬県・東京都・神奈川県・千葉県・静岡県・愛知県・
岐阜県・三重県・滋賀県・奈良県・京都府・大阪府・兵庫県・和歌山県・岡山県・
広島県・島根県・鳥取県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県・福岡県

(注) 2019年12月18日付で、中国支店を閉鎖いたしました。

② 重要な子会社

- ・サコス株式会社 (東京都) ・日本スピードショア株式会社 (大阪府)
- ・SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD (オーストラリア)
- ・NORTH FORK PTY LTD (オーストラリア)
- ・UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD. (シンガポール)

(13) 使用人の状況

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数	前連結会計年度末比増減
レンタル関連事業	4,160 (740)名	+211 (+15)名
その他	169 (18)名	-3 (+10)名
合 計	4,329 (758)名	+208 (+25)名

(注) 臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
2,101 (295) 名	+146 (+24) 名	36才 1ヵ月	11年 4ヵ月

(注) 臨時雇用者数は年間の平均人員を () 内に外数で記載しております。

(14) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額 (残高)
株式会社三井住友銀行	12,138
株式会社三菱UFJ銀行	5,288
日本生命保険相互会社	3,037
株式会社みずほ銀行	2,964
三井住友信託銀行株式会社	2,257
株式会社福岡銀行	1,484
明治安田生命保険相互会社	1,007

(百万円)

2. 会社の株式に関する事項

- ① 発行可能株式総数 51,335,700株
 ② 発行済株式の総数 28,391,464株 (自己株式642,951株を含む)
 ③ 株主数 5,621名
 ④ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
有限会社ニシオトレーディング	3,760	13.5
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	2,020	7.2
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,831	6.6
西尾公志	1,309	4.7
西尾レントオール社員持株会	1,171	4.2
株式会社日本カストディ銀行 (信託口9)	935	3.3
西尾レントオール取引先持株会	891	3.2
一般財団法人レントオール奨学財団	840	3.0
日浦知子	705	2.5
東京海上日動火災保険株式会社	475	1.7

(注) 1. 当社は、自己株式を642,951株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。

2. 持株比率は自己株式642,951株を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況
(2020年9月30日現在)

		第1回2010年度株式報酬型 新株予約権	第2回2012年度株式報酬型 新株予約権	第3回2013年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日		2010年11月29日	2012年11月30日	2013年11月29日
新株予約権の数		89個	39個	15個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 8,900株	普通株式 3,900株	普通株式 1,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 38,300円	新株予約権1個当たり 98,600円	新株予約権1個当たり 242,800円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
権利行使期間		自 2010年12月22日 至 2040年12月21日	自 2012年12月21日 至 2042年12月20日	自 2013年12月20日 至 2043年12月19日
行使の条件		(注)	(注)	(注)
役員 の 保 有 状 況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 89個 目的となる株式数 8,900株 保有者数 5名	新株予約権の数 39個 目的となる株式数 3,900株 保有者数 7名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 7名
	社外取締役	—	—	—
	監査役	—	—	—

(2020年9月30日現在)

		第4回2014年度株式報酬型 新株予約権	第5回2015年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日		2014年11月28日	2015年11月27日
新株予約権の数		14個	15個
新株予約権の目的となる 株式の種類と数		普通株式 1,400株	普通株式 1,500株
新株予約権の払込金額		新株予約権1個当たり 334,000円	新株予約権1個当たり 281,800円
新株予約権の行使に際して 出資される財産の価額		新株予約権1個当たり100円	新株予約権1個当たり100円
権利行使期間		自 2014年12月23日 至 2044年12月22日	自 2015年12月22日 至 2045年12月21日
行使の条件		(注)	(注)
役員 の 保有 状況	取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 14個 目的となる株式数 1,400株 保有者数 8名	新株予約権の数 15個 目的となる株式数 1,500株 保有者数 8名
	社外取締役	—	—
	監査役	—	—

- (注) 1. 新株予約権者は、当社の取締役の地位を喪失した日の翌日から10日間以内（10日目が休日に当たる場合には翌営業日）に限り、新株予約権を行使することができる。
2. 上記1. にかかわらず、当社が消滅会社となる合併契約承認の議案、当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき、当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社取締役会決議がなされた場合）、当該承認日の翌日から30日間に限り新株予約権を行使できるものとする。ただし、組織再編行為に伴う新株予約権の交付に関する事項に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除くものとする。
3. その他の条件については、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役に関する事項

(2020年9月30日現在)

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	西尾公志	サコス株式会社 取締役会長 日本スピードショア株式会社 取締役 SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD Director NORTH FORK PTY LTD Director UNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD. Director
専務取締役	外村圭弘	東京支店長兼海外事業担当（建機部門） サコス株式会社 取締役
常務取締役	芝本和宜	レントオール事業部長兼海外事業担当（レントオール部門）
取締役	辻村敏夫	東北営業部・福島営業部・特装機工部管掌
取締役	濱田雅義	中部支店長
取締役	橋本宏治	関西支店長
取締役	北山孝	通信測機事業部長兼通信測機営業部長
取締役	鎌田浩昭	技術本部長
取締役	四元一夫	本社管理部門管掌兼社長室長
取締役	島中哲美	有限会社ゼハールト 代表取締役
取締役	長谷川昌弘	東洋技研コンサルタント株式会社 顧問
常勤監査役	岩佐広文	
監査役	阪口祐康	協和総合法律事務所 パートナー弁護士 株式会社銭高組 社外監査役
監査役	阿部修二	阿部公認会計士事務所 所長、税理士法人SORA 代表社員 株式会社大和コンピューター 社外監査役

- (注) 1. 取締役島中哲美及び取締役長谷川昌弘は、社外取締役であります。
 2. 監査役阪口祐康及び監査役阿部修二は、社外監査役であります。
 3. 当社は取締役島中哲美、取締役長谷川昌弘、監査役阪口祐康及び監査役阿部修二を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 4. 監査役阿部修二は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
 5. 当事業年度中における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 ・取締役橋本宏治は、2019年12月19日付で関西支店長兼中国支店長から関西支店長となりました。
 ・監査役阿部修二は、2020年6月25日付で株式会社興村組の取締役（監査等委員会）を退任いたしました。
 6. 当事業年度末日後における取締役及び監査役の地位、担当及び重要な兼職の異動は次のとおりであります。
 ・取締役北山孝は、2020年10月1日付で通信測機事業部長兼通信測機営業部長から通信測機事業部長になりました。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の額

当事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等の額

(単位：百万円)

区 分	支給人数	支給額
取 締 役 (うち社外取締役)	11 (2) 名	167 (7)
監 査 役 (うち社外監査役)	3 (2) 名	16 (6)
合 計 (うち社外役員)	14 (4) 名	184 (13)

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第56回定時株主総会において年額300百万円以内（うち社外取締役分年額20百万円以内。使用人兼務取締役の使用人分給与を除く）、また別枠で2016年12月20日開催の第58回定時株主総会において譲渡制限付株式の付与のための報酬額として年額10百万円以内とすることが決議されております。
3. 監査役の報酬限度額は、2014年12月19日開催の第56回定時株主総会において年額50百万円以内とすることが決議されております。
4. 支給額には、当事業年度に係る役員賞与（取締役11名に対し49百万円（うち社外取締役2名に対し2百万円）、監査役3名に対し2百万円（うち社外監査役2名に対し1百万円））及び譲渡制限付株式付与のための報酬（取締役9名に対し5百万円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・取締役島中哲美は、有限会社せはハルトの代表取締役を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・取締役長谷川昌弘は、東洋技研コンサルタント株式会社の顧問を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・監査役阪口祐康は、協和総合法律事務所のパートナー弁護士及び株式会社銭高組の社外監査役を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。
- ・監査役阿部修二は、阿部公認会計士事務所の所長、税理士法人SORAの代表社員及び株式会社大和コンピューターの社外監査役を兼務しております。当社と当該他の法人等との特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	島 中 哲 美	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、長年にわたる経営者としての豊富な経験と幅広い見識に基づき、発言を行っております。
取締役	長谷川 昌 弘	当事業年度に開催された取締役会12回のうち6回に出席し、学識経験者としての専門的な知識と豊富な経験に基づき、発言を行っております。
監査役	阪 口 祐 康	当事業年度に開催された取締役会12回のうち10回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席し、法務の専門家としての豊富な知見に基づき、発言を行っております。
監査役	阿 部 修 二	当事業年度に開催された取締役会12回のうち12回に出席し、また、監査役会12回のうち12回に出席し、会計の専門家としての豊富な経験と高い見識に基づき、発言を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	42百万円
② 当社及び当社の連結子会社が会計監査人に支払うべき報酬等の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社のうち、SKYREACH GROUP HOLDINGS PTY LTD、NORTH FORK PTY LTD及びUNITED POWER & RESOURCES PTE. LTD.は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の報酬等に監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の報酬等について、取締役、社内関係部署及び会計監査人からの必要な資料の入手や報告を受け検討した結果、会計監査人の監査計画の内容や職務執行状況、報酬見積りの算出根拠等は適切であると判断し、同意いたしました。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制の概要及び当該体制の運用状況の概要

当社は、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針に関し、下記のとおり決議しております。

(1) 職務執行の基本方針及び当社における内部統制システムの特徴

当社は、石門心学にいう「心学五則」を経営理念に掲げ、その考え方を基に社是を制定しております。当社の全ての役員（取締役・監査役）と従業員は、この経営理念・社是を職務執行の拠り所として、広く社会から信頼される企業風土の構築を目指しております。

○経営理念

「持敬の心」(絶えず畏敬の念を持って)

「積仁の心」(徳を積むべし)

「知命の心」(社会的有用性の創設)

「致知の心」(知恵を生かすべし)

「長養の心」(長期的視野にたって)

○社是

「わが社は総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」

当社では、プロフィット制という部門ごとの独立採算制を採用し、各部門（プロフィット）が主体性を持って事業運営を行っております。内部統制の面でも各プロフィットが責任を持って進め、それを補うものとして全社的なチェック体制を整備しております。

(2) 取締役及び従業員の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

当社は、全社的に定期で実施している、階層別教育・昇格研修にて法令や経営理念・社是を繰り返し徹底しております。

各プロフィットでは、実際の職務執行にあたって法令・定款・経営理念・社是を遵守するための業務手順・マニュアルが定められ、各プロフィットの管理担当者がその手順通りに業務が行われているかどうかをチェックしております。

さらにそのチェック体制が機能しているかどうかは、監査室が内部監査を通じて、確認しております。

また、社外監査役は独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき意見することにより、職務執行の適法性を確保しております。

なお、法令・定款違反があった場合は、社内の処罰委員会にて調査の上、取締役会に報告、取締役会にて処罰の決定と再発防止のための指導を行っております。

従業員が社内で法令・定款違反行為がなされるか、なされようとしていることに気付いたときは、本社内の通報窓口へ直接通報でき、社長に情報を集約することとしております。そのうち、取締役及び監査役の不正行為に関しては外部委託業者を通報窓口とし、社外取締役を含む取締役を経由して、社長に情報を集約することとしております。(匿名も可)

会社は誠意を持って対応し、情報提供者が不利益を被らないように取り計らうこととしております。

(3) 取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の議事録や、各取締役が職務執行にあたり決裁した稟議書等の文書を法令等に基づき、定められた期間保管しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社の主力事業分野である建機レンタル業の特性に起因する、損失の危険の管理に重点を置いております。

まずレンタル資産への投資が大きなものになるため、財務の安全性に問題が生じる危険があります。自己資本比率・有利子負債月商倍率・現預金保有月商倍率等についてガイドラインを定め、事業報告・有価証券報告書にて公表するようにしております。

顧客層が広く、顧客の業種・企業規模も多様なため、売掛債権の回収についても損失の危険があります。与信管理規程及び基準を設けて債権管理を行い、重要顧客については取締役会で与信額を決定しております。

建設機械の安全対策・事故防止も重要な課題です。社内に安全管理担当部門を設け、毎年安全衛生管理計画書を策定し、全社に周知徹底しております。

上記の他、自然災害や各種の人災による損失の危険に備え、リスク管理マニュアルを制定しております。

（5）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、各プロフィットが全社の計画立案指針に基づき事業計画を策定、取締役会にて承認を受けた後、その達成に向けて自主的な運営を行っており、効率性が確保されております。

ただし短期的な視点だけではなく、中長期から見た効率性にも配慮していくため、設備投資や新規事業部門への投資については、取締役会にてガイドラインを設定しております。

また、社外取締役を選任し、独立かつ客観的な立場から専門的な知識と経験に基づき、経営の監督及び経営方針や経営計画に対し、意見を述べております。

（6）当会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社では「関係会社管理規程」を定めて子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づけております。

②子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社では「関係会社管理規程」及び「内部監査規程」に基づき当社グループの事業に関するあらゆる潜在的なリスクを洗い出し、各子会社において「リスク管理事項一覧」を策定し予防策を講じるとともに、リスクが発生した場合は、社長及び当社所管部門へ報告を行い、当社と連携して処置にあたります。

当社の監査室は管理状況を定期的に確認し、必要に応じて改善を行います。

③子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、子会社の運営・管理に関する基本方針を定め事業報告・有価証券報告書にて開示しております。

その方針及び「関係会社管理規程」に基づいて、各子会社は毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成に向けて自主的に運営しております。また当社の役職員が各社の取締役・監査役に就任し、各社の職務執行の適正を確保する体制をとっております。

④子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

各子会社は「倫理規程」を制定し、全ての役職員に周知徹底しております。

また、当社の監査室は「内部監査規程」に基づき、定期的な内部監査を実施し、コンプライアンスの状況について確認を行っております。

(7) 監査役がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合における当該従業員に関する体制ならびにその従業員の取締役からの独立性及び指示の実効性に関する事項

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において監査役は、監査室所属の従業員に監査業務に必要な事項を命令することができ、当該従業員の独立性と指示の実効性の確保に努めるものとしております。

なお、当社の定める「監査役会規程」において、監査役より監査業務に必要な命令を受けた従業員は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとしております。

(8) 取締役及び従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は取締役会に出席し、重要な事項の報告を受ける体制になっております。特に事故その他損害を及ぼす情報については、担当部門及び担当取締役が社長に報告すると同時に監査役に報告しております。

また常勤監査役は、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または従業員にその説明を求める体制をとっております。

(9) 子会社の取締役・監査役等及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制

当社は「内部監査規程」に基づき、監査室が子会社の内部監査の状況について社長へ報告を行うとともに、監査役会に出席し、報告を行う体制を確保しております。

また、当社及び関係会社の監査役で構成する関係会社監査役会により、子会社の監査役が親会社の監査役に子会社のコンプライアンス状況等について定期的に報告を行っております。

(10) 監査役への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

各子会社は「内部通報制度運用規程」を制定し、通報者に対して通報等したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止しております。

(11) 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役会が定める「監査役監査基準」において、監査役会は職務の執行上必要と認める費用について予め予算を計上しておくこととしております。当社に対し償還を請求した時には、その費用を負担します。

(12) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は取締役会に出席し、特に社外監査役は取締役に対しての説明の要求や意見を述べる事ができる環境を確保しております。

また、社長と監査役は、相互の意思の疎通を図るために、随時必要な会合を持つようにしております。

(13) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「倫理規程」を制定しており、その中で役員及び従業員は社会の一員として法令を遵守する良識ある企業人として正々堂々と企業活動を行うために、「市民社会の秩序や安全に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で立ち向かい、一切の関係を持たない」としております。

また外部の専門機関等と連携し、組織的に対応できる体制づくりを進めるとともに、各種研修等の機会を通じて、啓蒙活動を推進しております。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1) 取締役の職務執行について

当社は、各プロフィットが自主的な運営を行い、月次報告書により業績管理を行っている他、毎月1回開催している取締役会においても各プロフィットの状況について報告を行っております。なお、当事業年度において、取締役会は12回開催されております。子会社においても、毎期の事業計画を当社とすり合わせの上策定し、その達成状況について月次報告書及び、必要に応じて個別の面談等で経営状況について確認しております。

また、社外取締役を選任し、専門的な知識と豊富な経験に基づき経営方針や経営計画に対する意見を述べ、取締役の職務執行の効率性を確保しております。

(2) コンプライアンスについて

当社及び当社子会社は、各種研修の際に法令や経営理念・社是の周知徹底を行う他、内部監査を通じて各拠点で業務手順・マニュアルの整備・チェック状況について、確認を行っております。なお、当事業年度においては、内部統制監査を45拠点に対し実施し、内部監査を21拠点に対し実施しております。

また、内部通報制度の運用や、社外取締役・社外監査役が取締役会及び監査役会において、独立かつ客観的な立場から意見を述べることで職務執行の適法性・妥当性を確保し、コンプライアンス体制を構築しております。

(3) リスク管理について

当社及び当社子会社は「リスク管理事項一覧表」を作成し、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事故その他の事象について予防策を講じ、前述の内部統制監査及び内部監査を実施し、その整備・実施状況について確認を行っております。

また、毎年4月から6月に各地域ごとに安全衛生大会を開催し、当事業年度においては全社共通の基本方針として「安全衛生活動を総点検し、新時代の創出基盤を整備する」を掲げ、災害防止の推進・管理・教育を行っております。

(4) 監査役の職務遂行について

当社の監査役は監査役会において定めた監査方針・監査計画に基づき、監査室と連携して当社グループ会社を含む営業拠点への往査等を行っており、当事業年度において監査役及び監査役会は5拠点の往査にて部門経営者や拠点長、現地社員等との対話や意見交換等を実施し、往査報告については監査役会にて報告されております。なお、当事業年度において監査役会は12回開催されており、関係会社監査役会は1回開催されております。

また、取締役会及び重要な経営会議に出席し、業務執行が適切に行われていることを確認することで監査業務の有効性の確保に努めております。

連結計算書類

連結貸借対照表

(百万円)

科目	第62期 2020年9月30日現在	(ご参考)第61期 2019年9月30日現在	科目	第62期 2020年9月30日現在	(ご参考)第61期 2019年9月30日現在
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1. 現金及び預金	33,456	31,673	1. 支払手形及び買掛金	19,453	22,945
2. 受取手形及び売掛金	38,308	42,704	2. 短期借入金	4,301	4,467
3. リース投資資産	29	35	3. 1年内返済予定の長期借入金	5,288	5,051
4. 商品及び製品	2,322	2,519	4. 1年内償還予定の社債	271	466
5. 仕掛品	1,073	1,309	5. リース債務	12,921	11,592
6. 原材料及び貯蔵品	2,007	1,202	6. 未払法人税等	1,793	3,155
7. その他	8,301	8,337	7. 賞与引当金	2,384	2,329
貸倒引当金	△575	△441	8. 役員賞与引当金	123	157
流動資産合計	84,924	87,340	9. 災害損失引当金	40	-
II 固定資産			10. 設備関係未払金	10,708	11,978
1. 有形固定資産			11. その他	10,941	9,324
(1) 貸与資産	75,501	72,660	流動負債合計	68,227	71,468
(2) 建物及び構築物	12,604	11,742	II 固定負債		
(3) 機械装置及び運搬具	2,303	2,045	1. 社債	1,125	1,396
(4) 土地	33,652	25,881	2. 長期借入金	20,120	12,828
(5) リース資産	3,733	2,105	3. リース債務	29,453	27,338
(6) 建設仮勘定	952	2,338	4. 繰延税金負債	383	458
(7) その他	684	525	5. 役員退職慰労引当金	239	221
有形固定資産合計	129,432	117,298	6. 退職給付に係る負債	852	772
2. 無形固定資産			7. 資産除去債務	945	872
(1) のれん	2,485	3,240	8. その他	341	361
(2) その他	1,237	1,289	固定負債合計	53,461	44,250
無形固定資産合計	3,722	4,530	負債合計	121,689	115,718
3. 投資その他の資産			(純資産の部)		
(1) 投資有価証券	953	565	I 株主資本		
(2) 長期貸付金	207	20	1. 資本金	8,100	8,100
(3) 繰延税金資産	2,309	2,297	2. 資本剰余金	9,214	9,559
(4) その他	3,559	3,267	3. 利益剰余金	85,011	80,520
貸倒引当金	△375	△375	4. 自己株式	△1,921	△1,925
投資その他の資産合計	6,653	5,775	株主資本合計	100,405	96,254
固定資産合計	139,809	127,604	II その他の包括利益累計額		
資産合計	224,734	214,944	1. その他有価証券評価差額金	238	164
			2. 繰延ヘッジ損益	△14	2
			3. 為替換算調整勘定	△940	△633
			その他の包括利益累計額合計	△715	△465
			III 新株予約権	30	30
			IV 非支配株主持分	3,325	3,406
			純資産合計	103,045	99,225
			負債純資産合計	224,734	214,944

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

1) 参考

連結損益計算書

(百万円)

科目	第62期 2019年10月 1日から 2020年 9月30日まで		(ご参考) 第61期 2018年10月 1日から 2019年 9月30日まで	
I 売上高				
1. 貸 賃 収 入 高	128,014	151,231	126,365	153,939
2. 商 品 及 び 製 品 売 上 高	23,216		27,573	
II 売上原価				
1. 貸 賃 原 価	75,519	90,772	73,138	91,819
2. 商 品 及 び 製 品 売 上 原 価	15,252		18,681	
売 上 総 利 益		60,458		62,119
III 販売費及び一般管理費		49,087		46,459
営 業 利 益		11,371		15,659
IV 営業外収益				
1. 受 取 利 息	53	825	52	627
2. 受 取 配 当 金	18		17	
3. 受 取 地 代 家 賃	88		57	
4. 受 取 保 険 金	115		142	
5. そ の 他	549		358	
V 営業外費用				
1. 支 払 利 息	993	1,177	873	1,259
2. 社 債 発 行 費	-		21	
3. 為 替 差 損	42		216	
4. そ の 他	141		148	
経 常 利 益		11,019		15,027
VI 特別利益				
1. 固 定 資 産 売 却 益	105	197	39	181
2. 関 係 会 社 株 式 売 却 益	-		23	
3. 負 の の れ ん 発 生 益	-		118	
4. 収 用 補 償 金	25		-	
5. 受 取 保 険 金	67		-	
VII 特別損失				
1. 固 定 資 産 除 却 損	189	505	87	94
2. 災 害 に よ る 損 失	179		-	
3. 関 係 会 社 整 理 損 失	-		7	
4. 関 係 会 社 事 業 損 失	135		-	
税金等調整前当期純利益		10,712		15,114
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	4,144	4,033	5,515	5,067
法 人 税 等 調 整 額	△110		△447	
当 期 純 利 益		6,678		10,047
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		244		343
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		6,433		9,704

連結株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2019年10月1日 期首残高	8,100	9,559	80,520	△1,925	96,254
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当			△1,942		△1,942
親会社株主に帰属する当期純利益			6,433		6,433
自己株式の取得				△0	△0
自己株式の処分		0		4	5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△345			△345
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）					—
連結会計年度中の変動額合計	—	△345	4,491	4	4,150
2020年9月30日 期末残高	8,100	9,214	85,011	△1,921	100,405

	その他の包括利益累計額				新株予約権	非支配株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計			
2019年10月1日 期首残高	164	2	△633	△465	30	3,406	99,225
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当				—			△1,942
親会社株主に帰属する当期純利益				—			6,433
自己株式の取得				—			△0
自己株式の処分				—			5
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動				—			△345
株主資本以外の項目の連結会計年度中の 変動額（純額）	74	△16	△307	△250	—	△80	△330
連結会計年度中の変動額合計	74	△16	△307	△250	—	△80	3,819
2020年9月30日 期末残高	238	△14	△940	△715	30	3,325	103,045

計算書類

貸借対照表

(百万円)

科目	第62期 2020年9月30日現在	(ご参考)第61期 2019年9月30日現在	科目	第62期 2020年9月30日現在	(ご参考)第61期 2019年9月30日現在
(資産の部)			(負債の部)		
I 流動資産			I 流動負債		
1. 現金及び預金	19,992	20,162	1. 買掛金	12,291	14,404
2. 受取手形	2,803	3,307	2. 短期借入金	3,833	3,841
3. 電子記録債権	3,682	3,728	3. 1年内返済予定の長期借入金	2,356	2,432
4. 売掛金	15,194	17,005	4. リース債務	10,348	9,233
5. リース投資資産	29	35	5. 未払金	1,070	1,172
6. 商品及び製品	291	369	6. 未払法人税等	918	1,556
7. 原材料及び貯蔵品	932	247	7. 未払消費税等	1,202	547
8. 前払費用	360	359	8. 未払費用	625	598
9. 短期貸付金	5,198	4,746	9. 前受金	209	286
10. 設備立替金	5,717	6,305	10. 預り金	120	143
11. その他引当金	372	427	11. 賞与引当金	1,428	1,351
貸倒引当金	△212	△120	12. 役員賞与引当金	70	89
流動資産合計	54,364	56,574	13. 災害損失引当金	40	-
II 固定資産			14. 設備関係未払金	9,653	10,478
1. 有形固定資産			15. その他	521	568
(1) 貸与資産	53,557	49,840	流動負債合計	44,691	46,703
(2) 建物	6,454	5,718	II 固定負債		
(3) 構築物	1,910	1,595	1. 長期借入金	13,513	7,427
(4) 機械及び装置	531	435	2. リース債務	23,116	21,462
(5) 車両運搬具	524	450	3. 資産除去債務	679	634
(6) 工具、器具及び備品	313	162	4. その他	105	105
(7) 土地	24,619	16,853	固定負債合計	37,413	29,629
(8) リース資産	874	702	負債合計	82,104	76,332
(9) 建設仮勘定	526	1,728	(純資産の部)		
有形固定資産合計	89,313	77,488	I 株主資本		
2. 無形固定資産			1. 資本金	8,100	8,100
(1) 貸与資産	132	51	2. 資本剰余金		
(2) 借地権	10	10	(1) 資本準備金	9,410	9,410
(3) ソフトウェア	302	309	(2) その他資本剰余金	217	216
(4) その他	81	45	資本剰余金合計	9,627	9,627
無形固定資産合計	526	416	3. 利益剰余金		
3. 投資その他の資産			(1) 利益準備金	805	805
(1) 投資有価証券	602	251	(2) その他利益剰余金		
(2) 関係会社株	23,369	22,793	別途積立金	64,100	58,100
(3) 出資	2	1	繰越利益剰余金	11,030	12,490
(4) 関係会社出資金	80	80	利益剰余金合計	75,935	71,395
(5) 関係会社長期貸付	2,719	3,143	4. 自己株式	△1,921	△1,925
(6) 破産更生債権等	108	89	株主資本合計	91,742	87,198
(7) 長期前払費用	125	24	II 評価・換算差額等		
(8) 差入保証金	1,853	1,816	その他有価証券評価差額金	113	78
(9) 繰延税金資産	906	933	評価・換算差額等合計	113	78
(10) その他	136	117	III 新株予約権	19	19
貸倒引当金	△128	△101	純資産合計	91,875	87,296
投資その他の資産合計	29,776	29,150	負債純資産合計	173,980	163,629
固定資産合計	119,615	107,054			
資産合計	173,980	163,629			

損益計算書

(百万円)

科目	第62期 2019年10月1日から 2020年9月30日まで		(ご参考) 第61期 2018年10月1日から 2019年9月30日まで	
I 売上高				
1. 貸 賃 収 入 高	85,676		85,945	
2. 商 品 売 上 高	7,998	93,675	8,844	94,789
II 売上原価				
1. 貸 賃 原 価	52,797		52,093	
2. 商 品 売 上 原 価	4,839	57,636	5,082	57,176
売 上 総 利 益		36,038		37,612
III 販売費及び一般管理費		28,798		27,652
営業利益		7,240		9,959
IV 営業外収益				
1. 受 取 利 息	171		168	
2. 受 取 配 当 金	1,858		1,306	
3. 受 取 地 代 家 賃	291		312	
4. 受 取 手 数 料	186		179	
5. 受 取 保 険 金	31		20	
6. そ の 他	287	2,827	228	2,216
V 営業外費用				
1. 支 払 利 息	616		531	
2. 為 替 差 損	65		179	
3. 不 動 産 賃 貸 原 価	184		245	
4. そ の 他	56	923	40	996
経常利益		9,145		11,179
VI 特別利益				
1. 固 定 資 産 売 却 益	95		28	
2. 投 資 有 価 証 券 売 却 益	-		21	
3. 受 取 保 険 金	53	149	-	50
VII 特別損失				
1. 固 定 資 産 除 却 損	143		51	
2. 災 害 に よ る 損 失	170		-	
3. 関 係 会 社 事 業 損 失	135	450	-	51
税引前当期純利益		8,844		11,178
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	2,350		3,045	
法 人 税 等 調 整 額	12	2,362	△65	2,980
当期純利益		6,481		8,198

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

ご参考

株主資本等変動計算書

(2019年10月1日から2020年9月30日まで)

(百万円)

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				自己株式	株主資本 合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計		
						別途積立金	繰越利益剰余金			
2019年10月1日期首残高	8,100	9,410	216	9,627	805	58,100	12,490	71,395	△1,925	87,198
事業年度中の変動額										
剰余金の配当				－			△1,942	△1,942		△1,942
別途積立金の積立				－		6,000	△6,000	－		－
当期純利益				－			6,481	6,481		6,481
自己株式の取得				－				－	△0	△0
自己株式の処分			0	0				－	4	5
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）				－				－		－
事業年度中の変動額合計	－	－	0	0	－	6,000	△1,460	4,539	4	4,544
2020年9月30日期末残高	8,100	9,410	217	9,627	805	64,100	11,030	75,935	△1,921	91,742

	評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
2019年10月1日期首残高	78	78	19	87,296
事業年度中の変動額				
剰余金の配当		－		△1,942
別途積立金の積立		－		－
当期純利益		－		6,481
自己株式の取得		－		△0
自己株式の処分		－		5
株主資本以外の項目の事業 年度中の変動額（純額）	34	34	－	34
事業年度中の変動額合計	34	34	－	4,579
2020年9月30日期末残高	113	113	19	91,875

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月16日

西尾レントオール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊦
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大谷 智英 ㊦

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、西尾レントオール株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、西尾レントオール株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年11月16日

西尾レントオール株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
大阪事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 市之瀬 申 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 大谷 智英 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、西尾レントオール株式会社の2019年10月1日から2020年9月30日までの第62期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2019年10月1日から2020年9月30日までの第62期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年11月20日

西尾レントオール株式会社 監査役会

常勤監査役 岩 佐 広 文 ㊞

監 査 役 阪 口 祐 康 ㊞

監 査 役 阿 部 修 二 ㊞

(注) 監査役阪口祐康及び監査役阿部修二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

ご参考：NISHIO TOPICS

当社は1965年に建機レンタル事業を始め、イベント関連や民生品も含めた「総合レンタル企業」として歩んできました。必要なモノを、必要なお客様に、必要な時にお貸しするレンタル事業は「モノ不足」の時代に誕生したサービスでしたが、個人・企業のサービスやモノを大勢で共用し、有効活用する「シェアリング・エコノミー」の時代が到来し、その役割が一層、大きくなっています。

この度策定した2023年9月までの新中期経営計画「Vision2023」は、これまでのレンタルビジネスを進化させ、様々な社会課題を解決していくことによって自社の持続的な成長につなげていく道筋を示したものです。

2025年に開催される大阪・関西万博やSDGsの達成に寄与し、社是として掲げた「総合レンタル業のパイオニアとして経済社会に貢献する」との使命をこれからも果たし続けるため、当社はレンタル事業にイノベーションを起こし、シェアリング・エコノミーの時代を先導していくことを目指します。

ここに、その取り組みの一部をご紹介します。

■ 感染症対策商品

新型コロナウイルス感染拡大により感染症対策商品の需要が高まっております。当社においても非接触型温度測定器のAI搭載サーマルカメラやパーテーション等のレンタル商材を取り扱っており、その中でもトレーラーBOXに注目をさせていただいております。

トレーラーBOXとは車両で牽引をすることができ、仮設の事務所・宿泊施設・トイレ等の様々な用途にご使用いただける商品です。移動が簡単で建築確認申請を必要としないため、緊急時は迅速に設置することが可能です。

事例として、感染の疑いのあるクルーズ船の港での検疫作業が長期間にわたった際も、当社のトレーラーBOXによる仮設の事務所・宿泊施設を使用し対応いたしました。



トレーラーBOX



AI搭載サーマルカメラ



AI搭載サーマルカメラ使用イメージ

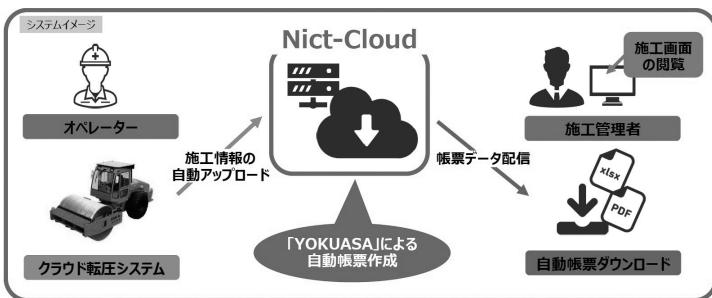


対策商品使用イメージ

■ お客様のニーズを先取りする提案型の商品開発

当社では様々な商品開発をおこなっております。近年ではその中の例として、省力化・環境改善となる無人での完全自動運転スイーパーや、クラウドを活用することでICT施工のさらなる生産性向上につながる「YOKUASA（ヨクアサ）～クラウド転圧管理 自動帳票システム～」等がございます。

お客様のニーズにお応えすることはもちろん、将来を見据えた提案型の商品開発をこれからもおこなってまいります。



「YOKUASA（ヨクアサ）」システム概要図



「完全自動運転スイーパー」

■ 「MIDORIオフィス」実証実験の実施

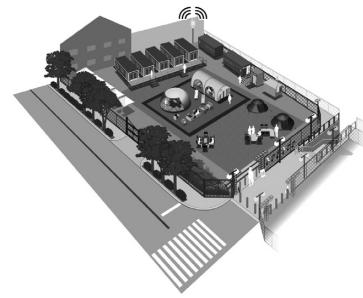
2020年10月5日（月）から10月17日（土）までの間、都市再開発における「BCP対策」と「賑わい創出」の両立を目的とする実証実験「MIDORIオフィス」として、本社機能の一部を大阪市北区の「『みどり』のリビングラボうめきた外庭SQUARE」（屋外）に一時的に移転し実施しました。

この実証実験の目的は、建設現場やイベント現場でレンタルしてきた仮設通信環境やトレーラーBOXが、オフィスビルの「BCP対策」でも活用できないか等検証することにあります。

また「賑わい創出」の取り組みとして、スタートアップ企業や大学とのコラボレーションによる屋外ゼミ、内定者研修、近隣の皆様にもご参加いただける交流プログラム等も開催いたしました。



MIDORIオフィスでの様子



MIDORIオフィスイメージ図

株主メモ

事業年度 10月1日～翌年9月30日

期末配当金
受領株主確定日 9月30日

定時株主総会 毎年12月

株主名簿管理人
特別口座の口座管理機関 三菱UFJ信託銀行株式会社

同 連 絡 先 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
〒541-8502
大阪市中央区伏見町三丁目6番3号
電話 0120-094-777 (通話料無料)

上場金融商品取引所 東京証券取引所

公 告 方 法 電子公告により行う
公告掲載URL
<http://www.nishio-rent.co.jp/>
ただし、電子公告によることができない事故
その他のやむを得ない事由が生じたときは、
日本経済新聞に掲載いたします。

(ご注意)

1. 株主様の住所変更、単元未満株式の買取請求その他各種手続きにつきましては、原則、口座を開設されている口座管理機関(証券会社等)で承ることとなっております。口座を開設されている証券会社等にお問合わせ下さい。株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行)ではお取り扱いできませんのでご注意下さい。
2. 特別口座に記録された株式に関するお手続きにつきましては、三菱UFJ信託銀行が口座管理機関となっておりますので、上記特別口座の口座管理機関(三菱UFJ信託銀行)にお問合わせ下さい。なお、三菱UFJ信託銀行全国本支店でもお取次ぎいたします。
3. 未受領の配当金につきましては、三菱UFJ信託銀行全国本支店でお支払いいたします。

会場ご案内図

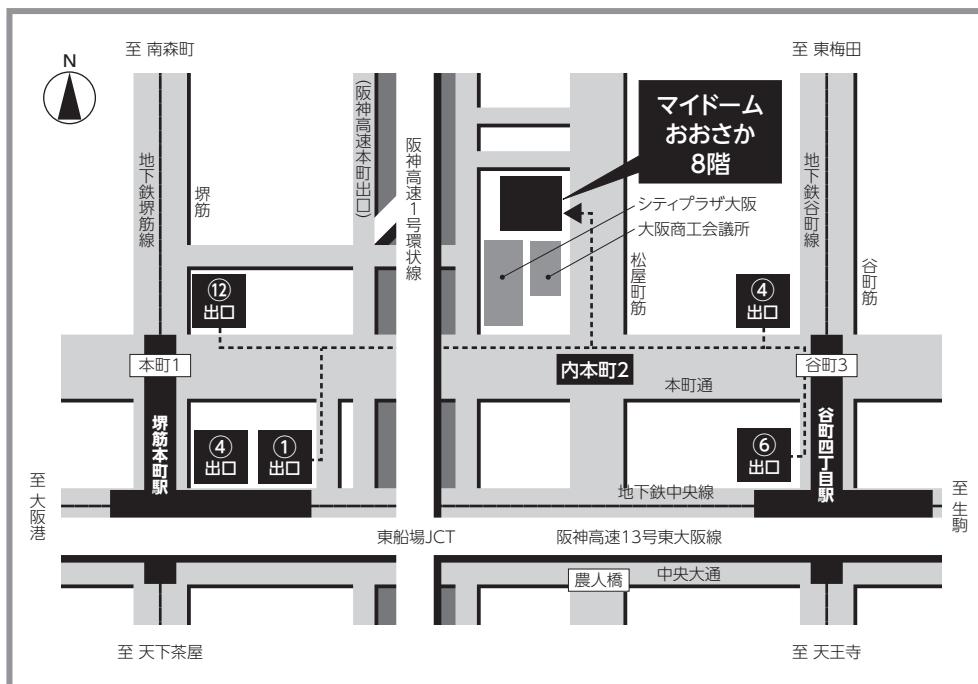


マイドームおおさか 8階

大阪市中央区本町橋2番5号
TEL: 06 (6947) 4321



- 地下鉄堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車
①⑫番出口から徒歩6分／④番出口から徒歩10分
- 地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車
④番出口から徒歩7分／⑥番出口から徒歩10分



お願い 駐車場の準備はいたしておりませんので、ご了承のほどお願い申し上げます。

株主の皆様へご協力のお願い

- ・新型コロナウイルス感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場はお控えいただき、書面またはインターネット等による事前の議決権行使をご推奨申し上げます。
- ・株主総会当日は、お土産の配付（昨年よりとりやめとさせていただきます。）と株主懇親会の開催をとりやめさせていただきます。何卒ご理解ならびにご協力を賜りますようお願い申し上げます。



総合レンタル業のバイオニア
西尾レントール株式会社

本社：大阪市中央区東心斎橋1丁目11番17号
<http://www.nishio-rent.co.jp/>



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。